

毎週火、金曜日発行（但し休日、当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇規 則 理容師法施行細則
美容師法施行細則

鳥取県規則第五十七号

理容師法施行細則をここに公布する

昭和三十三年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理容師法施行細則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、理容師法（昭和三十三年法律第六十三号。以下「法」という。）理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。（以下「政令」という。）及び理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。）を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。（書類の提出）

第二条 法、政令、省令及びこの規則により厚生大臣に提出する書類は、正副二通とし、所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第二章 免 許

(再免許申請)

第三条 法第十条第一項の規定により免許の取消を受け

た者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に当該疾病がなおつた旨を証する医師の診断書を添えなければならぬ。

2 法第十条第三項の規定により免許の取消を受けた者で再免許の申請をしようとするときは、申請書に、誓約書その他改しゆんの情が顕著であることを証する書面を添えて申請しなければならない。

(再免許停止)

第四条 法第十条第三項の規定により免許の取消を受けた者には、その後二年間は再免許を与えないことができる。

第三章 理容師養成施設

(実施状況報告等)

第五条 知事は、この規則施行に関し必要があると認めるときは、指定養成施設の長に対して報告を求め又は当該吏員をして必要な検査をさせることができる。

2 指定養成施設の長は、毎学期開始前に授業計画を知

事に提出するものとする。

3 省令第十五条の規定により、入所者数を届け出る場合は、入所者の本籍、住所、氏名、及び生年年日を記載した名簿を添えなければならない。

4 指定養成施設の長は、理容の技術の実習を行う場合において、外来モデルを使用するときは、申請書を知事に提出して認可を受けなければならない。

5 指定養成施設は、理容の業と紛らわしい行為をしてはならない。

第四章 実地習練

(実地習練所)

第六条 政令第四条の規定による実地習練所を開設しようとする者(以下「指導者」という。)は、実地習練所開設届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届を受理したときは、審査の結果第九条の標準に適合し、実地習練指導に相当であると認めたとときは、実地習練所届出済証を交付する。

3 指導者は、前項の届出済証を見やすい箇所に掲示し

ておかなければならない。

4 指導者のうち一名は実地習練所長とする。

5 指導者は、第二項の届出事項の変更したときは、十日以内に届け出なければならない。

6 指導者は第十条第二項の規定により実地習練指導を終了したときは、実地習練指導終了書を五日以内に習練生に交付しなければならない。

(実地習練所開設届出済証の返納)

第七条 実地習練所及び指導者が九条の規定に適合しなくなつたとき及び法に違反して処罰を受け又は実地習練所を廃止したときは、十日以内に実地習練所届出済証を返納しなければならない。

(実地習練開始等の届)

第八条 省令第十七条の規定による実地習練を行なおうとする者(以下「習練生」という。)は、実地習練開始の三日前までに実地習練指導計画書及び開設者の同意書を添えて届け出、実地習練票の交付を受けなければならない。

2 習練生は、前項の届出事項に変更があつたときは、五日以内にその旨を届け出なければならない。

3 習練生は実地修練を終了したときは、五日以内の旨届け出なければならない。

4 実地習練期間が終了した者で再び実地習練を行う場合の手続は、前三項の規定を準用する。

(実地習練の標準)

第九条 実地習練は、次の各号の標準により行なわれなければならない。

一 実地習練生一人につき指導者一人の割合を越えないこと。

二 指導者は自ら指導の任に当ることのできるものであつて、免許取得後五年以上実務に従事し、かつ、省令第十九条第一項の科目に精通し、同条第二項の技術に熟練した者であつて知事が適当であると認められた者であること。

三 実地習練所は、実地習練に必要な機械、器具、材料及び消毒薬品その他指導上必要な図書並びに設備

を有すること。
四 指導者は、知事の行う講習の単位を取得するものであること。

(実地習練の課程)

第十条 指導者は、習練生に対し頭髪の刈込、顔そりその他理容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、器具、材料及び消毒薬の取扱、その他技術に附随する業務を指導しなければならない。
2 実地習練の期間は、通算一年以上であつて、この間祝日及び休日を除き二百八十日以上を実施しなければならない。

(指導者の遵守事項)

第十一条 指導者は、指導計画に基き習練生を指導するとともに、次に掲げる事項を守らねばならない。
一 実地習練指導簿を備え、習練生の出席、欠席、実施時間数及び習練実施事項等を自ら記入整理し、毎年九間及び三月に所轄保健所長に提出し承認を受けらること。

二 嚙練生を家事その他習練に関係のない業務に従事させないこと。

三 習練生に法第九条の規定による健康診断を受けさせ精神病、てんかん、トラホーム、結核、又は皮膚病にかかり伝染のおそれのある者に指導しないこと。

四 指導者又は、開設者の都合で習練生を支店等に移動させないこと。

五 習練期間中指導者胸章をつけること。

(習練生の遵守事項)

第十二条 法第八条の規定は、実地習練を行う場合に準用する。

2 実地習練実施簿を備え、習練の概要を記入し、九月及び三月に所轄の保健所長に提出して承認を受けなければならない。

3 習練生は、習練期間中実地習練生胸章をつけなければならない。

(習練生の移動等)

第十三条 実地習練は、一年を通じ同一の習練所で行うことを原則とする。ただし、第七条の規定により習練

ができなくなつた場合又は知事がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

2 移動する習練生は、指導者から指導に関する証明を習練票に受け、これを移動先の指導者に提出し、習練に関する引継を行うとともに、第八条の規定による届書を提出しなければならない。

第五章 試験

(試験の公告)

第十四条 政令義五条第二項の規定による理容師試験(以下「試験」という。)施行に関する期日、場所その他必要事項はそのつど公告する。

2 学科試験並びに実地試験の採点課目、採点要領その他必要な事項は、試験委員会で定める。

3 試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- 二 実地習練修了証明書の写

三 履歴書

四 戸籍謄本又は戸籍抄本

五 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。)

4 政令第五条第四項の規定により学科試験を免除される者にあつては、前項第一号から第三号までの書類に替えて第十六条に規定する理容師学科試験免除通知書の写を添えなければならない。

(受験停止及び合格の取消)

第十五条 受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し又は合格を取り消すことがある。

(学科試験免除通知書)

第十六条 政令第五条第一項に規定する学科試験に合格した者に対して理容師学科試験免除通知書を交付する。

第六章 理容所

(理容所検査確認)

第十七条 知事は、法第十一条の二の規定による検査の結果、その構造設備が法第十二条の規定による措置を講ずるに適合する旨確認したときは、届出義務者に対し理容所検査確認証を交付する。

2 前項の理容所検査確認証は、客の見やすいところに常に掲げて置かなければならない。

3 理容所の開設者は、該当理容所を廃止したときは、すみやかに検査確認証を理容所廃止届に添えて返還しなければならない。

4 法第十一条の規定による届出事項に変更を生じたときは、十日以内に届け出なければならない。

(健康診断)

第十八条 法第九条の規定による健康診断は、毎年五月及び十一月に所轄の保健所で行う。

2 保健所長は、前項の結果をすみやかに報告するものとする。

(出張理容)

第十九条 政令第九条第三号の規定により理容所以外の

場所において業を行なうことができるのは、次のとおりとする。

一 刑務所 警察留置場、拘留所その他人を監禁する目的を有する施設又はこれに準ずる施設に出張して業を行う場合。

二 養老院、児童福祉法による児童収容施設その他これに類する施設に出張して業を行う場合。

(理容師の衛生措置)

第二十条 法第八条第三号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 作業中は清潔な白衣を着用し、かつ、顔面作業中は、マスクを使用すること。

二 手指は、常に清潔にし、つめは短かくし、作業前客一人ごとに消毒又は石けんで洗浄すること

三 消毒薬は、所定の濃度を保ち、三日ごとに、これをとり替えること。

四 客用の布きん、掛布類は清潔なものを使用すること。

五 首当、蒸しタオル、布きん、紙片類は客一人ごとに取り替えること。

六 理容所内外をそのつど掃除し、常に清潔にしておくこと。

七 耳孔毛又は鼻孔毛をそらないこと

八 衛生上有害な薬品及び化粧品を使用しないこと。

九 酒気を帯び又は喫煙しながら作業しないこと。

十 電気作業中は客から離れないこと。

十一 応急薬品(マーキョクローム液、ペニシリン軟こう、脱脂綿等)を常に備え付けておくこと。

十二、理容師は、作業中理容師胸章をつけること。
十三 その他保健所長が必要と認めて指示した事項。
2 理容所以外の場所において業を行うときは、前各号によるほか、必ず消毒器具及び消毒薬品を携帯し、消毒を行わなければならない。
(理容所の衛生措置)
第二十一条 法第十二条第四号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 理容所は、居室と一定の区画をし、適当な換気装置を施すこと。

二 理容所の面積は、待合所を除きいす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。

三、作業室の広さに応じて待合場所又は待合席を設けること。

四 省令第二十三条第一項第一号の規定による腰板の高さは、床から〇・六メートル以上であること。

五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること、ただし、洋風建築でこれによることができなない場合は、換気設備を施した上短縮することができる。

六 作業室内に消毒場所を設け、器具等を納入する戸だな及び消毒器を設け、消毒した器具と消毒しない器具は区別しておくこと。

七 省令第二十一条の規定による器具は、いすの数に

応じ適当な数を常備し、タオルその他必要材料は

ゆうぶん備え付けること。
 八 専用流水式洗髪器を設けること。
 九、いす一脚につき照度三〇ルククス以上の照明装置を設けること
 十 その他知事の指示する事項
 (免許証その他の掲示)

第二十二條 理容所の開設者は、理容師免許証、料金表休日及び従業時間表を理容所内に掲示しなければならぬ。
 (免許申請書等の様式)

第二十三條 次の各号に掲げる様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 理容師再免許申請書 別記様式第一号
- 二 省令第三条の規定による理容師免許証の書換交付申請書 " 二 号
- 三 省令第四条第一項の規定による理容師免許証の再交付申請書 " 三 号
- 四 省令第四条第三項、第五条第一項及び第三項の

規定による理容師免許証の返還又は、省令第五条第二項の規定による理容師の免許証の提出届
 " " 四 号
 五 省令第六条の規定による理容師名簿 " 五 号

- 六 理容師養成施設授業計画 " 六 号
- 七 外来モデル使用申請書 " 七 号
- 八 実地習練所開設届 " 八 号
- 九 実地習練所開設届出済証 " 九 号
- 十 実地習練所届出事項変更届 " 十 号
- 十一 実地習練指導終了書 " 十一 号
- 十二 実地習練開設届出済証返納書 " 十二 号
- 十三 実地習練開始届 " 十三 号
- 十四 実地習練指導計画 " 十四 号
- 十五 実地習練同意書 " 十五 号
- 十六 実地習練票 " 十六 号
- 十七 実地習練生届出事項の変更届 " 十七 号
- 十八 実地習練終了届 " 十八 号

- 十九 実地習練指導簿 " 十九号
- 二十 指導者胸章 " 二十号
- 二十一 習練生胸章 " 二十一号
- 二十二 実地習練終了証明証 " 二十二号
- 二十三 受験願書 " 二十三号
- 二十四 政令第五条第五項の合格証書 " 二十四号
- 二十五 理容師学科試験免除通知書 " 二十五号
- 二十六 省令第二十条の理容所開設届 " 二十六号
- 二十七 理容所開設検査確認証 " 二十七号
- 二十八 理容所届出事項の変更届 " 二十八号
- 二十九 理容所廃止届 " 二十九号
- 三十 理容師健康診断報告書 " 三十号
- 三十一 理容師胸章 " 三十一号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に実地習練の指導者及び習練生については、第六条及び第九条第一項第一号から第

三号までの規定は、昭和三十四年五月末日から適用する。

3 現に理容師実地習練所開設者は、前項の該当者を除き理容師実地習練開設届出済証を昭和三十四年一月三十一日までに所轄保健所長を経由して知事に返還するものとする。

4 理容師美容師法施行細則(昭和二十七年鳥取県規則第七号)は廃止する。たゞし改正前の理容師美容師法施行細則に基いてした手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

別記様式第一号(用紙はB列五番とすること)
理容師再免許申請書

住所 本籍

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

氏(ふりがなをつける)
名

年 月 日生

一 理容師試験合格 年 月 日 県知事施行第 号

二 理容師法第六条の規定による違反の有無(ある場合は、時期、内容、処罰の内容)

三 理容師法第十条第三項の規定により免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合は、処分都道府県名、年月日、事由、従来の免許年月日及び免許番号)

右のとおり再免許を受けたいので関係書類を添えて申請します

右氏 名 ㊟

知事 殿

添付書類

一 理容師試験合格証書写又は、合格証明書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三 法第七条第一項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書

四 誓約書又は改しゆんの情が顕著であることを証する書類

関係分のみ

別記様式第二号(用紙はB列五番とすること)

理容師免許証書換交付申請書

住所

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

氏(ふりがなをつける)
名
年 月 日生

一 変更事項

1 旧新 本本 籍籍

2 旧新 氏氏 名名

二 変更年月日

三 変更事由

右のとおり変更したので理容師法施行規則第三条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事 殿

添付書類

一 免許証

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

別記様式第三号（用紙はB列五番とすること）

理容師免許証再交付申請書

本籍 住所

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

氏（ふりがなをつける）
年 月 生 名

一 免許証番号 第 号

二 免許証をよこした事由及び年月日
失った

右のとおり免許証を「

「しましたので理容師法施行規則第四条第一項の規定により申請します

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

添付書類

- 一 免許証（失った場合はてん末書）
- 二 戸籍謄本又は抄本

別記様式第四号（用紙はB列五番とすること）

理容師免許証返還書

本籍 住所

氏（ふりがなをつける）
年 月 日生 名

一 免許番号

二 返還事由 （死亡又は失そうの宣告を受けた場合は届出義務者とし、本人との関係を記入すること）

右のとおり理容師法施行規則第 条第 項の規定により免許証を返還いたします

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

注 死亡の場合は死亡診断書の写又は戸籍謄本又は戸籍抄本を、失そうの場合は、失そう宣告書の写を添付する
ハコ。

別記様式第六号（用紙はB列四番とすること）
理容師授業計画届

一 昼間課程 年度 期生 学期（自 年 年 月 月 日 日）分

学期内	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	授業時間数		
												計	画	
衛生法規														
生理解剖学														
消毒法														
伝染病学														
公衆衛生学														
皮膚科学														
物理及び化学														
理容理論														
その他の科目														

その他 実行計画は右に準じて作製し教材、モデル等の計画を詳記すること

右のとおり理容師法施行細則第五条第二項の規定により授業計画をお届けします。

年 月 日

養成施設所在地
養成施設名
施設長氏名

回

知事殿

別記様式第七号（用紙はB列五番とすること）

理容師養成施設における外来モデル使用申請書

- 一 モデルの使用時期 (月別、週別の使用予定)
- 二 モデル料 (徴収する場合は原価計算書をつける)
- 三 モデルの範囲 (生活保護法等の別)
- 四 その他

右のとおり理容師実習用モデルを使用したので理容師法施行細則第五条第四項の規定により申請します

年 月 日

養成施設所在地
養成施設名
施設長氏名

回

知事殿

別記式第八号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練所開設届

備考	要概の施設 機械器具及び指導用図書の種類等を記入すること。	指 導 者	指 導 者	(指 導 者)	実務経験年数	知事が行つた講習 単位取得年月日
		年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月
開設者	施設名称	施設所在地	住 所	氏 名	免許取得年月日 及び免許番号	実務経験年月

右のとおり理容師実地習練所を開設したいので理容師法施行細則第六条第一項の規定によりお届けします

年 月 日

右実地習練所長 氏

名 印

知 事 殿

- 添付書類 (1) 免許証写 (2) 施設及び消毒場所の略図 (3) 講習会単位習得表写 (4) 履歴書

別記式第九号(用紙はB列五番とすること)

第 号

所 在 地
実地習練所長氏名

理容師実地習練所開設届出済証

年 月 日生

鳥

取

県

印

年 月 日交付

別記様式第十号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練所届出事項の変更届

一 変更事項

新	旧	備考

右のとおり理容師実地習練所届出事項の変更をしたので理容師法施行細則第六条第五項規定によりお届けします

年 月 日

所 在 地

施 設 名

実地習練所長 氏

名 印

知 事 殿

注 指導者の変更の場合は、その氏名、生年月日、免許年月日、番号その他経歴年数等を詳記するとともに履歴書を添付すること

別記様式第十一号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練指導終了書

一 習練生の本籍

二 習練生の住所

習練生氏名

年 月 日生

右の者が理容師法第二条第一項の規定による一年以上の実地習練を

しました

年 月 日

(表

面)

施設の所在地

実地習練所長の住所

氏

名 印

(裏 面)

種別	記	事	備考
学科の理解			
技術			
消毒			
進歩の状況			
性格			
その他			
備考			

別記様式第十二号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練所開設届出済証返納書

実地習練所所在地
 名称
 実地習練所長氏名

「」のため実地習練所を廃止したので理容師法施行細則第七条の
 規定により理容師実地習練所開設届出済証を返納します

年 月 日
 年 月 日

知事殿

右氏

名 印

(裏 面)

参 考 事 項						認 印	保 健 所 長
	5	4	3	2	1	事 項	移 動
							習 練 期 間
						所 在 地	実 地 習 練 所
							担 当 指 導 者 名 印
	第 年 月 日 号 第 号	第 年 月 日 号 第 号	第 年 月 日 号 第 号	第 年 月 日 号 第 号	第 年 月 日 号 第 号	免 許 年 月 日	担 当 指 導 者 の 番 号 及 び
							所 開 設 番 号
							備 考

表 面

本 籍	住 所	氏 名	卒 業 し た 指 定 養 成 施 設 名	養 成 施 設 の 所 在 地	実 地 習 練 開 始 年 月 日	実 地 習 練 終 了 年 月 日
		女 男			年 月 日	年 月 日
			年 月 日			

年 月 日 交付 再交付
鳥 取 県

別記様式第十六号(紙はB列七番とすること)

理 容 師 実 地 習 練 票

別記様式第十七号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練開始届出事項の変更届

習練所所在地
名 称
指 導 者 名
習 練 生 氏 名

年 月 日生

一 変 更 事 項

新	旧	備 考

二 変更年月日及び変更事由(移動の場合は移動先)
三 中止年月日、変更事由及び中止期間(廃止の場合はその事由)
右のとおり理容師実地習練開始届出事項の変更をしたので理容師法施行細則第八条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

習練生氏名

㊟

知 事 殿

別記様式第十八号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練終了届

実地習練所所在地
名 称
指 導 者 名
習 練 生 氏 名

年 月 日生

施行細則第八条第三項の規定によりお届けします
理容師法第二条第一項の規定による一年以上の実地習練を終了したので理容師法

年 月 日

習練生氏名

㊟

知 事 殿

添付書類

- (1) 実地習練票写
- (2) 実地習練指導終了書写

別記様式第十九号（用紙はB列四番とすること）

理容師実地習練指導簿

年 年 年 年
 月 月 月 月
 日 日 日 日

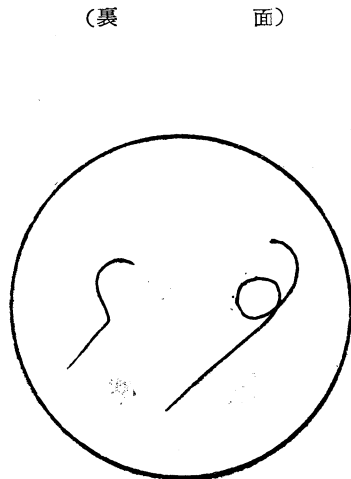
保健所 保健所 保健所 保健所
 検査 検査 検査 検査
 ① ① ① ①

習練生氏名	指導者氏名	卒業した指定養成施設名	同上卒業年月日
実地習練開始年月日	実地習練中止年月日	実地習練終了年月日	備考
年 月 日	年 月 日	年 月 日	備考
月 日	曜 日	午前 午後	事項
前	後	備考	備考

注 一冊十二枚綴込とし記入欄を大きくするため裏面を使用すること

別記様式第二十号

指導者胸章



注 (1) 金属又はセルロイド製で空色とし文字及び鳥は金色とし (指) は赤色とし粹及び文字は金色とする

2) この胸章は左乳上につけるものとする。

別記様式第二十一号

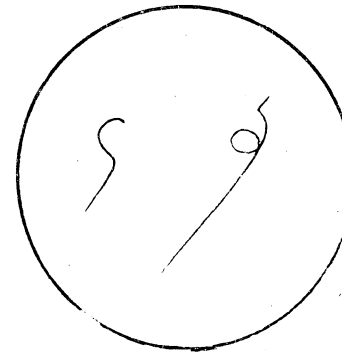
習練生胸章

(表 面)



3.5センチメートル

(裏 面)



注 (1) 金属又はセルロイド製で赤色とし図案及び文字は銀色とする。
 (2) この胸章は、左乳上につけるものとする。

別記様式第二十二号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練終了証明書

習練生本籍
 練習生住所
 習練生氏名

年 月 日生

一 習練再開始年月日
 二 習練中止年月日
 三 指導概要

1 総日数
 2 科目

日

指導実施日数

日

右のとおり当所において実地習練を行ったことを証明する

年 月 日

所在地
 名称
 実地習練所長氏名

別記様式第二十三号(用紙はB列五番とすること)

理容師受験願書

本籍
住所

寄ぐり先(〇〇方と記載すること)

(ふりがなをつける)
氏名
年 月 日生

理容師法第二条第一項の規定による理容師試験を受験いたしたので別紙関係書類を添えてお願いします

年 月 日
右 氏 名

知事殿

添付書類

- 一 履歴書(最終学歴及び養成施設入学後受験まで、詳記すること)
 - 二 指定養成施設の卒業証書写又は卒業証明書
 - 三 実地習練終了証明書又は実地習練指導終了書写
 - 四 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)二枚
 - 五 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地試験」と朱書すること

別記様式第二十四号(用紙はB列六番とすること)

第 号
合 格 証 書

県

氏 名
年 月 日生

年 月 日 施行の理容師試験に合格した

よつてこの証を交付する

年 月 日

知 事 印

別記様式第二十五号(用紙はB列五番とすること)
第 号

理容師学科試験免除通知書

本籍
住所

氏名
年 月 日生

理容師法施行令第五条第四項の規定により
師試験の学科試験を免除する

年 月 日 日までの間鳥取県において実施する理容

年 月 日

知 事 印

別記様式第二十六号(用紙はB列五番とすること)
理容所開設届
一 理容所の名称
二 理容所の所在地

区	分	開	設	者	管	理	人	備	考
本	住	氏	名	所	籍				
年	月	日	生	別					
性						県第	号		
免	許	取	得	都	道	府	県	並	び
履	職								
そ	の								

右のとおり理容所を開設したので理容師法施行規則第二十条の規定によりお届けします

開設者氏名

印

知 事 殿

添付書類

- (1) 理容所の構造設備の平面図(理容師法施行細則第二十一条各号の明細を記入すること)
- (2) 附近百メートル以内の見取図
- (3) 理容師健康診断書
- (4) 開設者が外国人の場合は、外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書
- (5) 理容師免許証の写
- (6) 従業員の本籍、住所氏名、生年月日、免許取得年月日及びバ番号、従業年月日を記載せる書類

別様式第二十七号（用紙はB列五番とすること）

理容所開設検査確認書

理容師法第十二条に規定する基準に適合していることを確認します

確認番号第 号

検査確認年月日 年 月 日

確認書交付年月日 年 月 日

保健所長 印

別記様式第二十八号（用紙はB列五番とすること）

理容所開設届出事項の変更届

一名 称

二所 在地

三変更事項

- 1 構造設備の変更大要（別紙の図面とし明細をつける）
- 2 従業員及び管理人の変更（本籍、住所、氏名、生年月日、免許取得都道府県名及び番号、雇入年月日、解雇年月日及び事由、移動先を記入すること）

右のとおり変更したので理容師法第十一条第二項の規定によりお届けします

年 月 日

開設者氏名



知事殿

別記様式第二十九号(用紙はB列五番とすること)
理 容 所 廃 止 届

- 一 名 称
- 二 所 在 地
- 三 廃止の事由

右のとおり廃止しましたので理容師法第十一条第二項の規定によりお届けします

年 月 日

右 氏 名

知 事 殿

添 付 書 類

開 設 確 認 書

印

別記様式第三十号(用紙はB列五番とすること)

理 容 師 健 康 診 断 報 告 書

年 月 日

保 健 所 長 印

知 事 殿

理容師法第九条の規定に基づく健康診断を実施したので理容師法施行細則第十八条の規定により次のとおり報告します
一 実施年月日

受診対象者数	受診者数	未受診者数	受診しなかつた者の対策
名	名	名	

二 診断区分

実施科目	異状のない数	要 注 意 者	要 休 養 者	強制入院を要する者の数	同上の処置
精神病、テンカン					
トラホーム					
皮膚病					
結核					
その他					

三 受診しなかつた者の住所、氏名及び事由

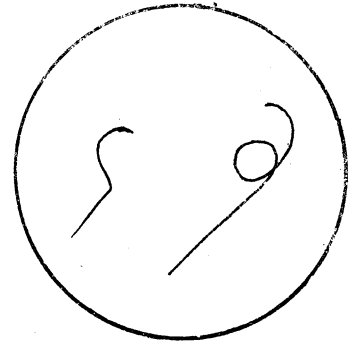
別記様式第三十一号

理容師胸章

(表 面)



(裏 面)



- 注 (1) 金属又はセルロイド製紺色とし図案及び文字は銀色とする
 (2) この胸章は右乳上につけるものとする。

鳥取県規則第五十八号

美容師法施行細則をここに公布する

昭和三十三年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

美容師法施行細則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、美容師法（昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。）美容師法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号。以下「政令」という。）及び美容師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令及びこの規則により厚生大臣に提出する書類は、正副三通、知事に提出する書類は、正副二通とし所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第二章 免 許

(再免許申請)

第三条 法第十条第一項の規定により免許の取消を受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に当該疾病がなおつた旨を証する医師の診断書を添えなければならない。

2 法第十条第三項の規定により免許の取消を受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に、誓約書その他改しゆんの情が顕著であることを証する書面を添えて申請しなければならない。

(再免許停止)

第四条 法第十条第三項の規定により免許の取消を受けた者には、その後二年間は再免許を与えないことができる。

第三章 美容師養成施設

(実施状況報告等)

- 第五条 知事は、この規則施行に関し必要があると認めるときは、指定養成施設の長に対して報告を求め又は当該吏員をして必要な検査をさせることができる。
- 2 指定養成施設の長は、毎学期開始前に授業計画を知事に提出するものとする。
- 3 省令第十五条の規定により、入所者数を届け出る場合は、入所者の本籍、住所、氏名、及び生年年月日を記載した名簿を添えなければならない。
- 4 指定養成施設の長は、理容の技術の実習を行う場合において、外来モデルを使用するときは、申請書を知事に提出して認可を受けなければならない。
- 5 指定養成施設は、美容の業と紛らわしい行為をしてはならない。

第四章 実地習練

(実地習練所)

- 第六条 政令第七条の規定による実地習練所を開設しようとする者(以下「指導者」という。)は、実地習練開設届を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届を受理したときは、審査の結果第九条に定める標準に適合し、実地習練指導に相当であると認めるときは、実地習練所届出済証を交付する。
- 3 指導者は、前項の届出済証を見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 4 指導者のうち一名は実地習練所長とする。
- 5 指導者は、第二項の届出事項の変更したときは、十日以内に届け出なければならない。
- 6 指導者は第十条第二項の規定により実地習練指導を終了したときは、実地習練指導終了書を五日以内に習練生に交付しなければならない。
- (実地習練所開設届出済証の返納)
- 第七条 実地習練所及び指導者が九条の規定に適合しなくなつたとき及び法に違反して処罰を受け又は実地習練所を廃止したときは、十日以内に実地習練所届出済

証を返納しなければならない。

(実地習練開始等の届)

- 第八条 省令第十七条の規定による実地習練を行なおうとする者(以下「習練生」という。)は、実地習練開始の三日前までに実地習練指導計画書及び開設者の同意書を添えて届け出、実地習練票の交付を受けなければならない。
- 2 習練生は、前項の届出事項に変更があつたときは、五日以内にその旨を届け出なければならない。
- 3 習練生は実地修練を終了したときは、五日以内にその旨届け出なければならない。
- 4 実地習練期間が終了した者で再び実地習練を行う場合の手続は、前三項の規定を準用する。

(実地習練の標準)

第九条 実地習練は、次の各号の標準により行なわれなければならない。

- 一 実地習練生一人につき指導者一人の割合を越えな

- 二 指導者は自ら指導の任に当ることのできるものであつて、免許取得後五年以上実務に従事し、かつ、省令第十九条第一項の科目に精通し、同条第二項の技術に熟練した者であつて知事が適当であると認めたる者であること。
- 三 実地習練所は、実地習練に必要な機械、器具、材料及び消毒薬品その他指導上必要な図書並びに設備を有すること。
- 四 指導者は、知事の行う講習の単位を取得するものであること。

(実地習練の課程)

第十条 指導者は、習練生に対し頭髮の刈込、顔そりその他理容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、器具、材料及び消毒薬の取扱、その他技術に附随する業務を指導しなければならない。

2 実地習練の期間は、通算一年以上であつて、この間祝日及び休日を除き二百八十日以上を実施しなければならない。

(指導者の遵守事項)

第十一条 指導者は、指導計画に基き習練生を指導するとともに、次に掲げる事項を守らねばならない。

一 実地習練指導簿を備え、習練生の出席、欠席、実施時間数及び習練実施事項等を自ら記入整理し、毎年九間及び三月に所轄保健所長に提出し承認を受けること。

二 習練生を家事その他習練に関係のない業務に従事させないこと。

三 習練生に法第九条の規定による健康診断を受けさせ精神病、てんかん、トラホーム、結核、又は皮膚病にかかり伝染のおそれのある者に指導しないこと。

四 指導者又は、開設者の都合で習練生を支店等に移動させないこと。

五 習練期間中指導者胸章をつけること。

(習練生の遵守事項)

第十二条 法第八条の規定は、実地習練を行う場合に準用する。

2 実地習練実施簿を備え、習練の概要を記入し、九月及び三月に所轄の保健所長に提出して承認を受けなければならぬ。

3 習練生は、習練期間中実地習練生胸章をつけなければならぬ。

(習練生の移動等)

第十三条 実地習練は、一年を通じ同一の習練所で行うことを原則とする。ただし、第七条の規定により習練ができなくなつた場合又は知事がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

2 移動する習練生は、指導者から指導に関する証明を習練票に受け、これを移動先の指導者に提出し、習練に関する引継を行うとともに、第八条の規定による届書を提出しなければならない。

第五章 試験

(試験の公告)

第十四条 政令第二条第二項の規定による美容師試験(

以下「試験」という。)施行に関する期日、場所その他必要事項はそのつど公告する。

2 学科試験並びに実地試験の採点課目、採点要領その他必要な事項は、試験委員会で定める。

3 試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
二 実地習練修了証明書の写
三 履歴書

四 戸籍謄本又は戸籍抄本

五 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。)

4 政令第二条第四項の規定により学科試験を免除される者にあつては、前項第一号から第三号までの書類に替えて第十六条に規定する美容師学科試験免除通知書の写を添えなければならない。
(受験停止及び合格の取消)

第十五条 受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し又は合格を取り消すことがある。

(学科試験免除通知書)

第十六条 政令第二条第一項に規定する学科試験に合格した者に対して美容師学科試験免除通知書を交付する。

第六章 美容所

(美容所検査確認証)

第十七条 知事は、法第十二条の規定による検査の結果、その構造設備が法第十三条の規定による措置を講ずるに適合する旨確認したときは、届出義務者に対し美容所検査確認証を交付する。

2 前項の美容所検査確認証は、客の見やすいところに常に掲げて置かなければならない。

3 美容所の開設者は、該当理容所を廃止したときは、すみやかに検査確認証を美容所廃止届に添えて返還しなければならない。

4 法第十一条の規定による届出事項に変更を生じたときは、十日以内に届け出なければならない。

(健康診断)

第十八条 法第九条の規定による健康診断は、毎年五月及び十一月に所轄の保健所で行う。

2 保健所長は、前項の結果をすみやかに報告するものとする。

(出張美容)

第十九条 政令第八条第三号の規定により美容所以外の場所において業を行なうことができるのは、次のとおりとする。

一 刑務所 警察留置場、拘留所その他人を監禁する目的を有する施設又はこれに準ずる施設に出張して業を行う場合。

二 養老院、児童福祉法による児童収容施設その他これに類する施設に出張して業を行う場合。

(美容師の衛生措置)

第二十条 法第八条第三号の規定による衛生上必要な措

置は、次のとおりとする。

一 作業中は清潔な白衣を着用し、かつ、顔面作業中は、マスクを使用すること。

二 手指は、常に清潔にし、つめは短かくし、作業前客一人ごとに消毒又は石けんで洗浄すること

三 消毒薬は、所定の濃度を保ち、三日ごとに、これを取り替えること。

四 客用の布きん、掛布類は清潔なものを使用すること。

五 首当、蒸しタオル、布きん、紙片類は客一人ごとに取り替えること。

六 理容所内外をそのつど掃除し、常に清潔にしておくこと。

七 耳孔毛又は鼻孔毛をそらないこと

八 衛生上有害な薬品及び化粧品を使用しないこと。

九 酒気を帯び又は喫煙しながら作業しないこと。

十 電気作業中は客から離れないこと。

十一 応急薬品(マキクロクロム液、ベニシリン軟

こう、脱脂綿等)を常に備え付けておくこと。

十二、美容師は、作業中美容師胸章をつけること。

十三 その他保健所長が必要と認めて指示した事項。

2 美容所以外の場所において業を行うときは、前各号によるほか、必ず消毒器具及び消毒薬品を携帯し、消毒を行わなければならない。

(美容所の衛生措置)

第二十一条 法第十三条第四号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 美容所は、居室と一定の区画をし、適当な換気装置を施すこと。

二 美容所の面積は、待合所を除きいす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。

三 作業室の広さに応じて待合場所又は待合席を設けること。

四 省令第二十四条第一項第一号の規定による腰板の高さは、床から〇・六メートル以上であること。

五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること、ただし、洋風建築でこれによることができなない場合は、換気設備を施した上短縮することができる。

六 作業室内に消毒場所を設け、器具等を納入する戸だな及び消毒器を設け、消毒した器具と消毒しない器具は区別しておくこと。

七 省令第二十二條の規定による器具は、いすの数に応じ適当な数を常備し、タオルその他必要材料はじゆうぶん備え付けること。

八 専用流水式洗髪器を設けること。

九、いす一脚につき照度三〇ルクス以上の照明装置を設けること

十 その他知事の指示する事項

(免許証その他の揭示)

第二十二条 美容所の開設者は、美容師免許証、料金表休日及び従業時間表を美容所内に掲示しなければならない。

(免許申請書等の様式)

第二十三条 次の各号に掲げる様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 美容師再免許申請書 別記様式第一号
- 二 省令第三条の規定による美容師免許証の書換交付申請書 " 二号
- 三 省令第四条第一項の規定による美容師免許証の再交付申請書 " 三号
- 四 省令第四条第三項、第五条第一項及び第三項の規定による美容師免許証の返還又は、省令第五条第二項の規定による美容師の免許証の提出届 " 四号
- 五 省令第六条の規定による理容師名簿 " 五号
- 六 美容師養成施設授業計画 " 六号
- 七 外来モデル使用申請書 " 七号
- 八 実地習練所開設届 " 八号
- 九 実地習練所開設届出済証 " 九号

- 十 実地習練所届出事項変更届 " 十号
- 十一 実地習練指導終了書 " 十一号
- 十二 実地習練所開設届出済証返納書 " 十二号
- 十三 実地習練開始届 " 十三号
- 十四 実地習練指導計画 " 十四号
- 十五 実地習練同意書 " 十五号
- 十六 実地習練票 " 十六号
- 十七 実地習練生届出事項の変更届 " 十七号
- 十八 実地習練終了届 " 十八号
- 十九 実地習練指導簿 " 十九号
- 二十 指導者胸章 " 二十号
- 二十一 習練生胸章 " 二十一号
- 二十二 実地習練終了証明証 " 二十二号
- 二十三 受験願書 " 二十三号
- 二十四 政令第五条第五項の合格証書 " 二十四号
- 二十五 美容師学科試験免除通知書 " 二十五号
- 二十六 省令第二十条の美容所開設届 " 二十六号
- 二十七 美容所開設検査確認証 " 二十七号

- 二十八 美容所届出事項の変更届 " 二十八号
- 二十九 美容所廃止届 " 二十九号
- 三十 美容師健康診断報告書 " 三十号
- 三十一 美容師胸章 " 三十一号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に実地習練の指導者及び習練生については、第六条及び第九条第一項第一号から第三号までの規定は、昭和三十四年五月末日から適用する。

3 現に美容師実地習練所開設者は、前項の該当者を除き美容師実地習練開設届出済証を昭和三十四年一月三十一日までに所轄保健所長を経由して知事に返還するものとする。

4 改正前の理容師美容師法施行細則（昭和二十七年鳥取県規則第七号）に基いてした手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

別記様式第一号(用紙はB列五番とすること)

美容師再免許申請書

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

本籍
住所

氏(ふりがなをつける)
年 月 日生

一 美容師試験合格 年 月 日 日県知事施行第 号

二 美容師法第六条の規定による違反の有無(ある場合は、時期、内容、処罰の内容)

三 美容師法第十条第三項の規定により免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合は、処分都道府県名、年月日、事由、従来の免許年月日及び免許番号)

右のとおり再免許を受けたいので関係書類を添えて申請します

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事 殿

添付書類

一 美容師試験合格証書写又は、合格証明書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三 法第七条第一項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書

四 誓約書又は改しゆんの情が顕著であることを証する書類

関係分のみ

別記様式第二号(用紙はB列五番とすること)

美容師免許証書換交付申請書

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

住所

氏(ふりがなをつける)
年 月 日生

一 変更事項

1 旧新 本本 籍籍

2 旧新 氏氏 名名

二 変更年月日

三 変更事由

右のとおり変更したので美容師法施行規則第三条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事 殿

添付書類

一 免許証

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

別記様式第三号（用紙はB列五番とすること）
美容師免許証再交付申請書

収入証紙
を
は
り
つ
け
る

住 本 籍
所 籍

氏（ふりがなをつける）
年 月 生 名

一 免許証番号 第 号

二 免許証を破つた
失つた
事由及び年月日

右のとおり免許証を「
「しましたので美容師法施行規則第四条第一項の規定により申請します

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

添付書類

- 一 免許証（失つた場合はてん末書）
- 二 戸籍謄本又は抄本

別記様式第四号（用紙はB列五番とすること）

美容師免許証提出還書

住 本 籍
所 籍

氏（ふりがなをつける）
年 月 日生 名

一 免許番号

二 返還事由 （死亡又は失そのの宣告を受けた場合は届出義務者とし、本人との関係を記入すること）

右のとおり美容師法施行規則第 条第 項の規定により免許証を返還いたしました

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

注 死亡の場合は死亡診断書の写又は戸籍謄本又は戸籍抄本を、失その場合は、失その宣告書の写を添付する
こと。

別記様式第五号（用紙はB列五番とすること）
美容師名簿

（表 面）

写真のより付	登録年月日	年	月	日
	免許証番号	第	年	月
免許年月日	日	日	日	日
名 氏				
本 籍	年	月	日	日生
住 所	年	月	日	
卒業した養成施設の名称及び卒業年月日	科	年	月	日卒業
実地習練の場所及び実地習練終了年月日	年	月	日	日修了
美容師試験合格の年月日	年	月	日	日施行の美容師試験に合格
免許の取消事由及びその年月日又は業務の停止の事由及び年月日				

（裏 面）

欄 入 手 簿 名					考 備	免許証の再交付の事由及び年月日	
年	年	年	年	年			年
月	月	月	月	月			
日	日	日	日	日			
					事	由	印
年	年	年	年	年	年	月	日
月	月	月	月	月			
日	日	日	日	日			
					事	由	印

別記様式第六号(用紙はB列四番とすること)

美容師授業計画届

一 昼間課程 年度 期生 学期(自 至) 年 月 日) 分

学期内	教科課目											授業時間数					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11						
	衛生法規	生理解剖学	消毒法	伝染病学	公衆衛生学	皮膚科学	物理及び化学	美容理論	その他の科目								

その他 実行計画は右に準じて作製し教材、モデル等の計画を詳記すること

右のとおり美容師法施行細則第五条第二項の規定により授業計画をお届けします。

年 月 日

養成施設所在地
養成施設名
施設長氏名

印

知 事 殿

別記様式第七号(用紙はB列五番とすること)

美容師養成施設における外来モデル使用申請書

- 一 モデルの使用時期 (月別、週別の使用予定)
- 二 モデル料 (徴収する場合は原価計算書をつける)
- 三 モデルの範囲 (生活保護法等の別)
- 四 その他

右のとおり美容師実習用モデルを使用したいので美容師法施行細則第五条第四項の規定により申請します

年 月 日

養成施設所在地
養成施設名
施設長氏名

印

知 事 殿

別記式第八号（用紙はB列五番とすること）

美容師実地習練所開設届

開設者	施設名称	施設所在地			住所	氏名
	実地習練所長 (指導者)	住	氏	年	月	日生
	指導者					免許取得年月日 及び免許番号
	指導者					実務経験年月 単位取得年月日
備考	機械器具及び指導用図書の種類等を記入すること。					

右のとおり美容師実地習練所を開設したいので美容師法施行細則第六条第一項の規定によりお届けします

年 月 日

右実地習練所長 氏

名 印

知 事 殿

添付書類 (1) 免許証写 (2) 施設及び消毒場所の略図 (3) 講習会単位習得表写 (4) 履歴書

別記式第九号（用紙はB列五番とすること）

第 号

所在地
実地習練所長氏名

美容師実地習練所開設届出済証

年 月 日生

鳥取県 印

年 月 日交付

一 変更事項

美容師実地習練所届出事項の変更届

別記様式第十号（用紙はB列五番とすること）

新	旧	備考

右のとおり美容師実地習練所届出事項の変更をしたので美容師法施行細則第六条第五項規定によりお届けします

年 月 日

所在地

施設名

実地習練所長 氏

名 印

知 事 殿

注 指導者の変更の場合は、その氏名、生年月日、免許年月日、番号その他経験年数等を詳記するとともに履歴書を添付すること

別記様式第十一号（用紙はB列五番とすること）

美容師実地習練指導終了書

一 習練生の本籍

二 習練生の住所

習練生氏名

年 月 日生

年 月 日をもって終了

面)

右の者が美容師法第四条第二項の規定による一年以上の実地習練を
しました

年 月 日

(表

施設の所在地

実地習練所長の住所

氏

名 印

別記様式第十二号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練所開設届出済証返納書

実地習練所所在地

名 称

実地習練所長氏名

年 月 日 「」のため実地習練所を廃止したので美容師法施行細則第七条の

規定により美容師実地習練所開設届出済証を返納します

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

(裏 面)

種 別	学 科 の 理 解	技 術	消 毒	進 歩 の 状 況	性 格	そ の 他	備 考
記 事							
備 考							

(裏 面)

参考事項	5	4	3	2	1	保健所長 印	移動	習 練 期 間	実 地 習 練 所	実 地 習 練 所 長 名	担 当 指 導 者 の 免 許 番 号 及 び 年 月 日	実 地 習 練 番 号	備 考
						事項	事項						

表 面

実地習練終了年月日	実地習練開始年月日	養成施設の所在地	卒業した指定養成施設名	氏名	住所	本籍
年 月 日	年 月 日			女男		
年 月 日	年 月 日		年 月 日			

別記様式第十六号(紙はB列七番とすること)

美容師実地習練票

年 月 日 交付 再交付

鳥 取 県

別記様式第十七号（用紙はB列五番とすること）

美容師実地習練開始届出事項の変更届

習練所所在地
名 称
指 導 者 名
習 練 生 氏 名

年 月 日生

一 変更事項

新	旧	備 考

二 変更年月日及び変更事由（移動の場合は移動先）
 三 中止年月日、変更事由及び中止期間（廃止の場合はその事由）
 右のとおり美容師実地習練開始届出事項の変更をしたので美容師法施行細則第八条第二項の規定によりお届けします。

習練生氏名

知 事 殿

年 月 日

印

別記様式第十八号（用紙はB列五番とすること）

美容師実地習練終了届

実地習練所所在地
名 称
指 導 者 名
習 練 生 氏 名

年 月 日生

日美容師法第四条第二項の規定による一年以上の実地習練を終了したので美容師法施行細則第八条第三項の規定によりお届けします

年 月 日

習練生氏名

知 事 殿

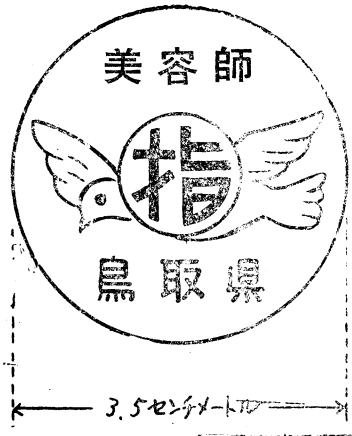
添付書類 (1) 実地習練票写 (2) 実地習練指導終了書写

印

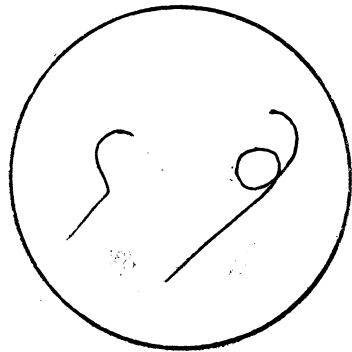
別記様式第二十号

指 導 者 胸 章

(表 面)



(裏 面)



注 (1) 金属又はセルロイド製で空色とし文字及び鳥は金色とし

(指) は赤色とし棒及び文字は金色とする

2) この胸章は左乳上につけるものとする。

こと。

別記様式第十九号(用紙はB列四番とすること)

美容師実地習練実指導簿

年 年 年 年
月 月 月 月
日 日 日 日

保 保 保 保
健 健 健 健
所 所 所 所
検 検 検 届
査 査 査 出
⑧ ⑧ ⑧ ⑧

月 日	曜 日	午 前	指 導 (実 施) 項 目	午 後	備 考	習 練 生 氏 名	指 導 者 氏 名	卒業した指定養成施設名	同上	卒業年月日
						実地習練開始年月日	実地習練中止年月日	実地習練終了年月日	備 考	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	備 考					

注 一册十二枚綴込とし記入欄を大きくするため裏面を使用すること

別記様式第二十一号

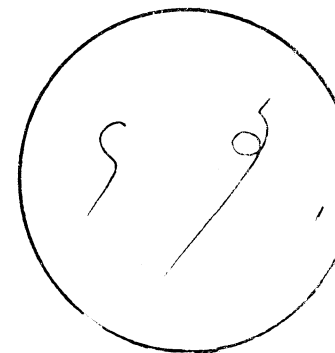
習練生胸章

(表 面)



3.5センチメートル

(裏 面)



注 (1) 金属又はセルロイド製で赤色とし図案及び文字は銀色とする。
 (2) この胸章は、左乳上につけるものとする。

別記様式第二十二号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練終了証明書

習練生本籍
 練習生住所
 習練生氏名

年 月 日生

- 一 習練再開始年月日
- 二 習練中止年月日
- 三 指導概要

1 総日数 日 指導実施日数 日
 2 科目

右のとおり当所において実地習練を行ったことを証明する

年 月 日

所在地
 名 称
 実地習練所長氏名

別記様式第二十三号(用紙はB列五番とすること)

美容師受験願書

本籍
住所

寄ぐり先(〇〇方と記載すること)

氏(ふりがなをつける)
年 月 日生 名

美容師法第四条第一項の規定による美容師試験を受験いたしたので別紙関係書類を添えてお願いたします

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

添付書類

- 一 履歴書(最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳記すること)
 - 二 指定養成施設の卒業証書写又は卒業証明書
 - 三 実地習練終了証明書又は実地習練指導終了書写
 - 四 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)二枚
 - 五 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地試験」と朱書すること

別記様式第二十四号(用紙はB列六番とすること)

第 号

合 格 証 書

県

氏

年 月 日生 名

年 月 日 施行の美容師試験に合格した

よつてこの証を交付する

年 月 日

知

事 印